

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松阪市は、予防接種事業に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

松阪市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事業
②事務の概要	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に従い、予防接種の実施、新型インフルエンザ等の予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収等を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、宛名管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、27、28、29、153、154の項 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	松阪市健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松阪市総務部総務課文書・情報公関係 〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1 TEL 0598-53-4055 FAX 0598-22-1522 E-mail sou.div.@city.matsusaka.mie.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松阪市健康福祉部健康づくり課 〒515-0078 三重県松阪市春日町一丁目19番地 TEL 0598-31-1212 FAX 0598-26-0201 E-mail ken.div@city.matsusaka.mie.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び重点項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[☐] 自己点検	[☐] 内部監査	[☐] 外部監査
-------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I 4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・なし (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(17、18、19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	松阪市健康ほけん部健康推進課	松阪市健康福祉部健康づくり課	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 竹川 福男	健康づくり課長	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	松阪市健康ほけん部健康推進課	松阪市健康福祉部健康づくり課	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	三重県松阪市春日町1丁目8番地	松阪市春日町一丁目19番地	事後	
平成31年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	TEL 0598-23-1364 FAX 0598-26-4951	TEL 0598-20-8087 FAX 0598-26-0201	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規入力	事後	
平成31年4月19日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月19日	IIしきい値判断項目 2. 取得者数	平成27年6月1日	平成31年4月1日	事後	
令和3年3月1日	I 4②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項	(別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項、115の2の項	事後	
令和3年3月1日	I 3法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) ・別表第二省令第13条	(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2) ・別表第二省令第13条	事後	
令和3年3月1日	I 4②法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項、第93項の2	事後	
令和3年3月1日	I 1②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収	予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に従い、予防接種の実施、新型インフルエンザの予防接種の実施、給付の支給、実費の徴収等を行う。	事後	
令和4年1月10日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項、第93項の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年9月10日号外内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年12月12日号外内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) ・16の2の項、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務」が含まれる項(16の2、17、18、19の項) ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2) ・別表第二省令第13条	《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、27、28、29、153、154の項 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の25、26、153、154の項	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 対象人数	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日	令和6年12月1日	事前	
令和6年12月2日	8. 人手を介在させる作業		人手を介在させる作業はない	事前	
令和6年12月2日	11. 最も優先度高いと考えられる対策		全項目評価又は重点項目評価を実施する	事前	